

1 令和6年度 環境基準の達成状況

(1) 環境基準達成戸数・割合

評価対象住居等戸数 ①+②+③+④	55,558
環境基準を達成した戸数 ①	55,317 99.6%
昼のみ基準値以下 ②	38 0.1%
夜のみ基準値以下 ③	85 0.2%
昼夜とも基準超過 ④	118 0.2%

(2) 環境基準類型指定地域別達成戸数・割合

区分	評価住居等 戸数 ①+②+③+④	昼夜とも基準値 以下の戸数 ①		昼のみ基準値 以下の戸数 ②		夜のみ基準値 以下の戸数 ③		昼夜とも基準値 超過の戸数 ④	
		戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
近接空間	21,304	21,174	99.4	14	0.1	40	0.2	76	0.4
非近接空間	34,254	34,143	99.7	24	0.1	45	0.1	42	0.1
A類型	4,100	4,073	99.3	1	0.0	22	0.5	4	0.1
B・C類型	24,385	24,341	99.8	8	0.0	17	0.1	19	0.1
類型指定なし※	5,769	5,729	99.3	15	0.3	6	0.1	19	0.3

※類型指定のない地域についてはB類型相当として評価を行った。

(3) 全国との比較

区分	環境基準達成率(昼夜とも環境基準値以下)		
	全体 [%]	近接空間 [%]	非近接空間 [%]
新潟市	99.6	99.4	99.7
全 国	95.0	92.1	97.2

※ 全国は「令和5年度自動車騒音の状況について」環境省より抜粋

【環境基準】

騒音に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準であり①「一般地域」②「道路に面する地域」③「幹線交通を担う道路に近接する空間」ごとに定められています。

① 一般地域

一般地域とは、道路に面する地域以外で、一定地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定し、評価を行います。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

② 道路に面する地域(非近接空間)

道路に面する地域とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことです。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

③ 幹線交通を担う道路に近接する空間(近接空間)

幹線交通を担う道路とは、高速道路、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道をいいます。

近接空間とは、道路に面する地域の中で道路の車線数が2車線以下の場合道路端から15mまでを、2車線を越える場合、20mまでの空間をいいます。

基準値	
昼間	夜間
70dB以下	65dB以下